

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いいたします。

2013年4月10日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成22・23・24年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達 の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職

を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7. その他】

（1）既に登録制度は廃止いたしました。当機構にて行ってあります契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしていますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそるわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規引航空運賃の利用について / 通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 4 国名：カンボジア 担当：農村開発部
案件名：流域灌漑管理及び開発能力改善プロジェクト（灌漑配水計画・維持管理）

1 今回契約予定のコンサルタント
灌漑配水計画・維持管理 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年5月下旬から2013年9月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M / M
灌漑配水計画・維持管理 3 90 3 3.30
（国内0.3M/M、現地3.0M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：4月24日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：灌漑配水計画・維持管理	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(イ) その他 学位、資格等	16
	(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：カンボジア/全途上国
類似業務：水田灌漑の用水計画或いは同配水管理に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

カンボジア国（以下「カ」国）における農業は、国内総生産（GDP）の34.4%、就業人口の60%以上を占める重要な産業であり、国家開発政策上でも重点課題とされている。しかし、広大な農地と豊かな水資源に恵まれているにもかかわらず、長期にわたる内戦により農業関連インフラが破壊され、その後も農業生産性は低いままとなっている。このため灌漑施設を管轄するカンボジア水資源気象省（Ministry of Water Resources and Meteorology：MOWRAM）では、内戦時に荒廃した中小規模の灌漑施設の改修と適正な維持管理に取り組んできた。

このような背景から、JICAは2001年1月から2009年7月までMOWRAMをカウンターパート（以下C/P）機関として技術協力プロジェクト「灌漑技術センター計画（フェーズ1及びフェーズ2）」を実施してきた。フェーズ1では、灌漑分野の人材育成の基幹組織である灌漑技術センター（以下、TSC）の設立支援、末端圃場整備に係る研修教材・マニュアルの整備、対象州水資源気象事務所技術者（以下、州事務所技術者）の研修を行い、フェーズ2では、同じく末端圃場整備に係る研修の継続、モデルサイト内水路・関連施設の建設支援と指導（計画、路線測量、維持管理等）を行った。これらの結果、TSC及び州事務所の技術者は末端圃場レベルでの灌漑事業に係る知識・技術力をほぼ習得するに至った。

しかしながら、灌漑管理においては、流域単位での計画策定を含め灌漑システム全体に関する技術能力がさらに求められることから、「カ」国政府は我が国に対し、流域単位での水資源・灌漑管理・開発の実施促進に向けた、

TSCの研修実施及び技術支援の更なる機能強化、州事務所技術者の総合的な灌漑技術能力向上に必要な実務研修の促進や技術支援体制の整備、農民への技術支援を目標とした技術協力プロジェクトを要請し、これを受けてJICAは、2009年9月から2014年9月までTSC及び州事務所技術者をC/P機関に、フェーズ3として「流域灌漑管理及び開発能力改善プロジェクト（以下、本プロジェクト）」を実施中である。本プロジェクトでは、現在3名の長期専門家（チーフアドバイザー/流域灌漑・開発、参加型水管理、業務調整/研修）を派遣している。

本プロジェクトでは、モデルサイト内に造成した施設の維持管理に係る技術の移転に加えて、一つの灌漑システム

内において効率的に灌漑用水の配水を行い、限られた灌漑用水資源の有効な利用に必要な技術の移転を計画・実施しており、2011年にモデルサイト2地区において灌漑・配水計画管理に関する現地活動・指導を実施した。

また、水利組合の設立については本プロジェクトの開始までに5地区の組織が設立されており、本プロジェクトでも3つのモデルサイトで水利組合組織の設立を支援した。また、水路建設も農民参加により実施しており、C/P機関とともに水利組合設立と農民参加型水管理の促進に関する十分な知識と経験を身につけ、農民の水管理活動への参加意識も醸成されている。

しかし、水利組合設立後における水稲作期に見合う効率的な灌漑用水の配水計画の作成、配水計画に基づいた灌漑施設の配水操作及び維持管理に関しては、C/P機関にはまだ知識も経験も少なく、取り組みが弱い。具体的には、主要水源或いは主要な水路から圃場に至る水路系に対して、現地踏査、ワークショップ活動等を通じた水稲作期に見合う効率的な灌漑用水の配水計画の作成方法、配水計画に基づいた分水施設等のゲートの開閉の順番、適切な開度、開閉時の注意などの操作マニュアルの作成方法、水路の定期点検による維持管理活動への反映方法などのノウハウを技術移転していく必要がある。

このため、今回派遣する専門家は、本業務のために選定されたモデルサイトを対象に、C/P機関とともに、ワークショップ活動等を通じた水稲作期に見合う効率的な用水の配水計画の作成、配水計画に基づいた灌漑施設操作及び維持管理に関する技術支援を通じて、水利組合組織の強化に向けた技術移転を行うとともに、研修テキスト作成とC/P機関の実施する研修の指導等を通じてC/P機関の技術習得支援を行うことを目的としている。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、現在派遣中の長期専門家と協議を行いながら業務を行う。

具体的な業務の内容は以下のとおりである。

(1) 国内準備期間（2013年5月下旬）

ア 関連資料をレビューし、プロジェクト概要及び現地状況等を把握する。

イ プロジェクトとの連絡・調整に基づき業務内容を検討し、現地での活動計画について業務実施計画書（和文・英文）及びC/P機関への指導内容、工程（案）を作成し、JICA農村開発部に提出・説明する。

(2) 現地派遣期間（2013年5月下旬～2013年8月下旬）

ア 現地業務の開始に当たり、業務実施計画書についてJICAカンボジア事務所、C/P機関に説明するとともに、必要に応じてその内容の協議を行い、その合意を得る。

イ 本業務の対象モデルサイトにプルサット州スレアマム地区（又はダムナックアンビル地区）、コンボンスプ州ローレンチェリー地区の2地区を対象とし、2013年雨季水稲作を念頭に下記ウ～キについて活動計画の作成を支援する。

ウ C/P機関とともに、用水系統の現地踏査を行い、灌漑配水管理の現状把握と関連データの収集、農民の意向等を確認する。

エ いくつかの水路系（及び各水路系統内）を対象として、水田灌漑の配水計画案に係る作成を支援する。配水計画案の作成に当たっては、以下を念頭に検討する。

(ア) 水稲作期に見合う効率的な灌漑用水の配分

(イ) 配水管理に必要な適切な施設の維持管理手法

(ウ) 配水管理に必要なかつ適用可能な農民組織の管理運営体制

オ 配水計画案を基に、農民組織とワークショップを開催し合意形成を図りながら配水計画の作成を支援する。作成に当たっては、農民の自主的な作業の促進及び効率的な配水管理の効用（例えば、水稲二期作の可能性）を最大化する。

カ 作成された配水計画に基づき、C/P機関と共に、水稲作付期間に農民組織に対して試行的実践的な配水管理を指導する。

キ 試行的な配水管理の実践指導を通じて、施設の維持管理、管理運営体制等の向上等について助言・指導を行う。

ク 2011年に灌漑・配水計画管理に関する現地活動・指導を実施したタケオ州トムネイ地区、バットンバン州ボーキャナル地区については、現地踏査、農民組織からの聞き取り等を通じて配水管理、維持管理の現状把握等を行い、更にトムネイ地区については、2013年乾季水稲作に向けた活動計画の作成等について支援する。

ケ 現地踏査、ワークショップ活動等を通じ、農民組織と合意形成を図りながら配水計画・維持管理の向上を図る標準的な手順、ノウハウ或いは教訓を現地指導用教材・テキスト（研修資料や技術マニュアル）としてまとめる。

コ 「水利組合組織による配水計画・維持管理」に関する現地指導用教材・テキスト（研修資料や技術マニュアル）（英文）及びカリキュラムの改訂・作成を支援する。

サ 「水利組合組織による配水計画・維持管理」に係る研修を、C/P機関が実施するための技術指導を行う。

シ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関、プロジェクト、JICAカンボジア事務所に提出・報告する。

(3) 帰国後整理期間（2013年9月初旬）

ア 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に提出・報告する。

9 成果品等

(1) 業務実施計画書

和文3部（JICA農村開発部、JICAカンボジア事務所、プロジェクト）

英文4部（C/P機関、JICA農村開発部、JICAカンボジア事務所、プロジェクト）

(2) 現地業務結果報告書

英文3部（C/P機関、JICAカンボジア事務所、プロジェクト）

なお、現地業務結果報告書には以下のものを添付することとする。

- ア 水利組合組織による配水計画・維持管理に関する現地指導用教材・テキスト（研修資料や技術マニュアル）
- イ 活動計画及び配水計画

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部（JICA農村開発部、JICAカンボジア事務所、プロジェクト）

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICAカンボジア事務所に提出すること。

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、あわせて電子データも提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

ア 航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：本邦～プノンペン

イ 気象条件や水田営農形態が「カ」国と類似する近隣諸国において、水田灌漑に係る用水計画や管理に係る経験があることが望ましい。

(2) プロポーザル提案事項

業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、農村開発部水田地帯第一課（TEL:03-5226-8461）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

特になし